

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 住友商事株式会社
代表者 取締役社長 岡 素之
(コード番号 8053 東証第 1 部)
問合せ先 広報部長 井場 満
(TEL : 03-5166-3089)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社取締役、執行役員及び従業員へのストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行することの承認を求める議案につき、下記のとおり平成 18 年 6 月 23 日開催予定の定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の取締役、執行役員及び従業員の意欲や士気を高め、一層の収益拡大と体質強化を図ることを目的として、下記 2. に定めるとおり、新株予約権を無償にて発行するものであります。
なお、下記 2. (5) に定めるとおり、その行使に際して出資される財産の価額は時価を基準とした額としております。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役、執行役員及び当社資格制度に基づく理事
 - (2) 新株予約権の目的である株式の数
当社普通株式 189,000 株を総株式数の上限とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の総株式数の上限は、72,000 株とする。
 - (3) 発行する新株予約権の総数
189 個を上限とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の個数は、72 個を上限とする。
(新株予約権 1 個当たり普通株式 1,000 株)
 - (4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成19年4月1日から平成23年6月30日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員又は理事であることを要する。
 - ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
 - ③ その他新株予約権の割当てに関する条件については、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が、上記(7)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。
- (11) 新株予約権の目的である株式の数及び行使価額の調整
- ① 新株予約権発行後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、上記(2)に定める新株予約権の目的である株式の数及び上記(3)に定める新株予約権1個当たりの株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

- ② 新株予約権発行後に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、次の算式により、上記(5)に定める行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。ただし、新株予約権の行使及び公正な発行価額による公募増資の場合は、この限りではない。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、新株予約権発行後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額を分割又は併合の比率に応じて比例的に調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

上記のほか、新株予約権発行後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に調整する。

(注) 上記の内容については、平成18年6月23日開催予定の当社定時株主総会において、「当社取締役、執行役員及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上